

地震・災害対策編

地震・災害対策編 目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	6 1 1
第2節	計画の性格	6 1 3
第2節の2	災害時における個人情報への取扱い	6 1 3
第3節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	6 1 5
第4節	遠野市の地勢と地震	6 1 9

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	6 3 1
第2節	地域防災活動活性化計画	6 3 5
第3節	防災訓練計画	6 3 7
第3節の2	通信確保計画	6 3 9
第4節	避難対策計画	6 4 1
第4節の2	災害医療体制整備計画	6 4 3
第5節	要配慮者の安全確保計画	6 4 5
第5節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	6 4 7
第6節	孤立化対策計画	6 4 9
第7節	防災施設等整備計画	6 5 1
第8節	都市防災計画	6 5 3
第9節	交通施設安全確保計画	6 5 7
第10節	ライフライン施設等安全確保計画	6 5 9
第11節	危険物施設等安全確保計画	6 6 3
第12節	火災予防計画	6 6 5
第13節	防災ボランティア育成計画	6 6 9
第14節	事業継続対策計画	6 7 1

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	7 0 1
第1節の2	広域防災拠点活動計画	7 2 1
第2節	通信情報計画	7 2 3
第3節	情報の収集・伝達計画	7 2 5
第4節	広報広聴計画	7 2 9
第5節	交通確保・輸送計画	7 3 1
第6節	消防活動計画	7 3 3

第 7 節	浸水対策計画	7 3 5
第 8 節	県、市町村等応援協力計画	7 3 7
第 9 節	自衛隊災害派遣要請計画	7 3 9
第 10 節	防災ボランティア活動計画	7 4 1
第 11 節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	7 4 3
第 12 節	災害救助法の適用計画	7 4 5
第 13 節	避難・救出計画	7 4 7
第 14 節	医療・保健計画	7 4 9
第 15 節	食料・生活必需品等供給計画	7 5 1
第 16 節	給水計画	7 5 3
第 17 節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	7 5 5
第 18 節	防疫計画	7 5 7
第 19 節	廃棄物処理・障害物除去計画	7 5 9
第 20 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	7 6 1
第 21 節	応急対策要員確保計画	7 6 3
第 22 節	文教対策計画	7 6 5
第 23 節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	7 6 7
第 24 節	ライフライン施設応急対策計画	7 6 9
第 25 節	危険物施設等応急対策計画	7 7 1
第 26 節	防災ヘリコプター等活動計画	7 7 3

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	7 8 1
第 2 節	生活の安定確保計画	7 8 3
第 3 節	復興計画の作成	7 8 5

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 1 節	総則	7 8 7
第 2 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	7 8 9
第 3 節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	7 9 1
第 4 節	関係者との連携協力の確保に関する事項	7 9 5
第 5 節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合に とるべき防災対策に関する事項	7 9 7
第 6 節	防災訓練に関する事項	7 9 9
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	8 0 1

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、遠野市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本県における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、31年度に国の地震調査研究推進本部が実施）や県が実施した津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて作成されている「遠野市地域防災計画」の震災・災害対策編として、遠野市防災会議が作成する計画である。

この計画に定めのない事項については、「遠野市地域防災計画」の定めるところによる。

第2節の2 災害時における個人情報の取り扱い

【本編・第1章・第3節の2 参照】

第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその義務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩 手 県	1 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。 6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事。 8 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。 9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。 10 市町村及び防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。
遠 野 市	1 遠野市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。(資料編5 附属資料) 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事。 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。

2 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
遠 野 市 消 防 本 部 遠 野 市 消 防 団	1 消防活動に関する事。 2 救急及び救助活動に関する事。 3 災害予防対策の実施協力に関する事。 4 災害応急対策の実施協力に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北農政局奥州地域センター	1 災害時における米穀の供給に関する事。
岩手南部森林管理署 遠野支署	1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関する事。 2 山火事防止対策に関する事。 3 災害復旧用材の供給に関する事。
東北地方整備局 (岩手河川国道事務)	1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関する事。 2 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関する事。

所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 3 水防活動の指導に関する事。 4 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関する事。 5 直轄公共土木施設の復旧に関する事。 6 緊急を要する場合、申合せに基づく適切な対応の実施に関する事。 7 災害対策支援に係る調整に関する事。
東北地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事。 2 復旧測量等の実施に関する事。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関する事。

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備及び災害防止に関する事。 2 災害時における通信の確保に関する事。 3 電気通信設備の復旧に関する事。
JR 東日本東北総合サービス(株)遠野駅	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関する事。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関する事。
日本赤十字社岩手県支部遠野市地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関する事。 2 救援物資の配分に関する事。 3 義援金の受付に関する事。 4 防災ボランティアの連絡調整等に関する事。
日本通運(株)釜石営業所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における車両による緊急輸送に関する事
東北電力(株)岩手支店、東北電力ネットワーク(株)遠野電力センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び災害防止に関する事。 2 災害時における電力供給に関する事。 3 電力施設の災害復旧に関する事。
遠野郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩 手 県 交 通 (株) 早 池 峰 バ ス (株)	1 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス 保安協遠野支部	1 ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 ガス施設の災害復旧に関すること。
遠 野 市 医 師 会	1 医療救護に関すること。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に係る協力に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
遠野市社会福祉協議会	1 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。 2 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
岩手県共同募金会遠野分会	1 義援金の募集及び受付に関すること。
花 巻 農 業 協 同 組 合 遠 野 地 方 森 林 組 合 等	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 4 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保の斡旋に関すること。
遠 野 商 工 会 議 所	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。 3 商工関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
一 般 病 院 医 院 等	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一 般 運 送 事 業 者	1 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	1 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	1 ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
岩 手 県 建 設 業 協 会 遠 野 支 部	1 災害時における緊急輸送路の確保及びガレキ等障害物の除去に関すること。
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。

第4節 遠野市の地勢と地震

第1 地勢

北上山地は、隆起準平原といわれ、宮城、青森、岩手の3県にまたがる紡錘状の高地であり、遠野盆地は、東西、南北ともに38キロメートル、この山地中最大の広がりをもつ断層盆地である。

薬師岳に源を発する一級河川猿ヶ石川は、早瀬川、小友川、宮守川、達曾部川など大小多くの河川を合流しながら西走し、盆地の中心に市街地が開け、河川沿いを中心に耕地と集落が形成されている。

盆地の四囲は、標高 1,917メートルの早池峰山を頂点に、1,000メートル前後の山々と、これらをつなぐように準平原遺跡として 700メートル内外の高原群によって連鎖されている。

高原部と平坦部のつながりをなしている断層面は、概ね30度以上の勾配を有し、必然的に山林を形成している。

第2 地質

地質は、一部に石灰岩、蛇紋岩が見られるが花崗岩が相対的に多く、山裾に広がる畑地帯は洪積層、河川流域に広がる水田地帯は沖積層からなっている。

第3 断層と地震活動

北上山地に発達する断層は、北西ないし北北西方向のものが卓越している。

この断層は、大部分が、古生代末、中生代後期、新生代初頭及び新生代末等の造山期或いは造構運動時に形成されたものである。

北上山地の地質構造は、4億年から1億年前に形成されたものであり、1億年以降現在に至るまでに形成された脊梁山脈の地質構造とは大きな差があり、断層系も分布密度、方向性の上でかなりの違いを示している。

これらの中から、将来起こるであろう地震に際して再活動する可能性のあるものを選出することは、現状では困難とされている。

第5節 地震の想定

第1 地震の想定の基本的な考え方

- 本市に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、遠野市地域防災計画の見直しなどに反映させてきたところである。
- 今後の防災対策については、地震の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、日本海溝・千島海溝沿いの地震及び過去の最大クラスの海溝型の地震及び内陸直下型地震を想定する。

第2 想定する地震の考え方

本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び2011年（平成23年）東北地方太平洋沖地震を含む過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。
 - ア 震災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 震災に関する基礎知識
 - エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 震災時における業務分担の確認

3 住民に対する防災知識の普及

- 防災関係機関等は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用

- ウ 起震車等による災害の擬似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ及び遠野CATV等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。
 - ア 地震に関する一般的知識
 - イ 緊急地震速報、避難指示等の意味及び内容
 - ウ 平常時における心得
 - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
 - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品(救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。
 - ③ いざというときの対処方法を検討する。
 - ④ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方をきめておく。
 - ⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - エ 震災及び津波発生時の心得、避難方法
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 災害危険箇所に関する知識
 - ク 過去の主な災害事例
 - ケ 震災及び津波対策の現状
- 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- 4 児童、生徒等に対する教育
 - 【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】
- 5 防災文化の継承
 - 市は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
 - 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努

めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

- 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

- 防災関係機関等は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【本編・第2章・第2節・第4 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

【本編・第2章・第3節・第2・1 参照】

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

- 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

3 各訓練項目において留意すべき事項

市は、地震に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア 災害対策本部設置・運営訓練

災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。

イ 通信情報連絡訓練

通常通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等各種通信手段を用いた通信訓練を実施する。

ウ 職員非常招集訓練

通常交通手段が途絶した場合を想定し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参集訓練等を実施する。

エ 避難訓練

各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。

オ 避難所開設・運営訓練

行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。

カ 救出・救助訓練

消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する

訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。

キ 医療救護訓練

多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。

ク 消防訓練

消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。

ケ 要配慮者を対象とした訓練

個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。

コ 遺体対応訓練

最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

サ 多言語対応訓練

社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

シ 施設復旧訓練

ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

ス 交通規制訓練

緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。

第3節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 市は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、津波流失対策及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

【本編・第2章・第4節の2 参照】

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、地震による火災等から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

- 1 市の避難計画
【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】
- 2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画
【本編・第2章・第5節・第2・2 参照】
- 3 広域一時滞在
【本編・第2章・第5節・第2・3参照】

第3 避難場所等の整備等

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

第4 避難所の運営体制等の整備

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 避難行動要支援者名簿

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 避難に関する広報

【本編・第2章・第5節・第6 参照】

第7 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第7 参照】

※ 避難所等は、本編第3章第13節「避難・救出計画」の別表のとおり。

第4節の2 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

第2 災害拠点病院

【本編・第2章・第5節の2・第2 参照】

第3 岩手DMATの体制強化

【本編・第2章・第5節の2・第3 参照】

第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

【本編・第2章・第5節の2・第4 参照】

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

【本編・第2章・第5節の2・第5 参照】

第6 災害中長期への備え

【本編・第2章・第5節の2・第6 参照】

第5節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

- 1 避難行動要支援者の実態把握
【本編・第2章・第6節・第2・1 参照】
- 2 災害情報等の伝達体制の整備
【本編・第2章・第6節・第2・2 参照】
- 3 避難誘導
【本編・第2章・第6節・第2・3 参照】
- 4 避難生活
【本編・第2章・第6節・第2・4 参照】
- 5 社会福祉施設等の安全確保対策
【本編・第2章・第6節・第2・5 参照】
- 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について
【本編・第2章・第6節・第2・6 参照】
- 7 外国人の安全確保対策について
【本編・第2章・第6節・第2・7 参照】

第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

【本編第2章 第6節の2 参照】

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

【本編・第2章・第7節・第2 参照】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

【本編・第2章・第7節・第3・1 参照】

2 避難先の検討

【本編・第2章・第7節・第3・2 参照】

3 救出方法の確保

【本編・第2章・第7節・第3・3 参照】

4 備蓄の奨励

【本編・第2章・第7節・第3・4 参照】

5 防災体制の強化

【本編・第2章・第7節・第3・5 参照】

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

○ 市は、「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」（平成23～27年度）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備整備を推進する。

整備する施設	事業の概要
避難地、避難路	農村公園、山村広場、緑地広場、農道、林道、避難路等
消防用施設	消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付積載車、防火水槽、耐震性貯水槽、消防団拠点施設等
緊急輸送のための道路等	道路整備・補修、橋梁整備・補修、交通信号機等
公的医療機関	病院の改築
社会福祉施設	養護施設、保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の改築、補強
公立小中学校等	小中学校等の改築、補強
河川管理施設	堤防、陸閘、水門等
砂防設備、地すべり防止施設等	えん堤工、溪流保全工、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜施設、ため池等
その他	防災行政無線、備蓄倉庫等

第3 防災施設等の機能強化

【本編・第2章・第8節・第2 参照】

第4 公共施設等の整備

- 市は、道路施設、河川等管理施設の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。
- 市は、避難路、避難地（市街地における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性の確保に努める。

第5 通信施設の整備

1 市防災行政無線

- 国の補助制度等の活用により、市防災行政無線の整備に努め、屋外拡声器、戸別受信機等の増設など、その機能強化に努める。
- 市防災行政無線、その他の通信施設に係る非常電源設備の整備、周辺施設の耐震化に努める。

2 その他の通信施設

【本編・第2章・第8節・第4・2 参照】

第6 消防施設の整備

【本編・第2章・第8節・第5 参照】

第7 防災資機材等の整備

- 市は、広域的又は大規模な災害において、災害応急対策活動を実施するため、資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
- 市は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第8節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、市街地の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、別に定める「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

- 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。
 - ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
 - イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
 - ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
 - エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等から見て建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 市施設の耐震強化

- 防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない市の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。
- 防災上重要な建築物に該当しない市の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

- 市は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

- 防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬

品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

- 木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発する。また、昭和56年5月以前に建設された旧耐震基準による木造住宅の耐震化を促進するため建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施と早急な耐震化を促進する。
- 防災関係機関等は、次の方法等を利用して、住民に対する耐震確保の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用
 - ウ 新聞、テレビ、ラジオ及び遠野CATV等各種報道媒体の活用
 - エ 防災関係資料の作成、配布

3 一般建築物の耐震性確保

- 建築物の耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

- 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- 特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすよう強力に指導する。
- 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

- 住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報誌等により市民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

- 地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市は、その制度の普及や加入促進に努める。

9 関係団体との協力

- 市は、社団法人岩手県建築士会遠野支部等建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行うとともに、講習会の実施等による耐震診断技術者の量的、質的育成に努める。

10 岩手県耐震改修促進協議会の設置

- 県及び関係団体で構成する岩手県耐震改修促進協議会を設置し、相互に連絡調整を図りながら、既存建築物の耐震改修を進める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

- 避難場所周辺及び幹線道路沿いの防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。

2 民間住宅の不燃化促進

- 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第4 防災空間の確保

1 緑の基本計画

- 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

- 都市における大震火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

第5 市街地開発事業による都市整備

1 土地区画整理事業の推進

- 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

2 市街地再開発事業の推進

- 市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実するため、市街地開発事業を推進する。

第9節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

【本編・第2章・第10節・第2・1 参照】

2 橋梁の整備

- 震災時において、橋梁の機能を確保するため、所管する橋梁について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕等を実施する。また、所管する橋梁の耐震性能が「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）に適合しない橋梁については、必要な補強等を実施し、所定の耐震性能を確保する。

3 障害物除去用資機材の整備

【本編・第2章・第10節・第2・2 参照】

第10節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

- 電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備（水力、地熱）		<ul style="list-style-type: none"> ○ ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 ○ 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 ○ その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	○ 電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中電線路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 ○ 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 機器については変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	○ 電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中配電線路	○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		○ 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】

3 災害対策用資機材の確保等

【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

4 ヘリコプターの活用

【本編・第2章・第11節・第2・4 参照】

第3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 施設等の耐震性の向上

(1) LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	○ 容器の転落、転等防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	○ 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ○ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

- 震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

- 震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対して取るべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道・簡易水道施設

- 水道事業者は、震災による上水道及び簡易水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

- 水道事業者は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、 導水施設	<ul style="list-style-type: none">○ 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。○ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	<ul style="list-style-type: none">○ ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。○ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送、配水施設	<ul style="list-style-type: none">○ 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。○ 配水管は、管路の他系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。○ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して布設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

- 市及び水道事業者は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none">○ 新たな下水管渠の布設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場	<ul style="list-style-type: none">○ ポンプ場及び終末処理場は、非常用発電設備を整備する。

及び終末処理場	<ul style="list-style-type: none">○ 新たなポンプ場及び処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。○ 既設のポンプ場及び処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。
---------	---

第5 通信施設

1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の耐震性の向上

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

【本編2章4節の2 参照】

第11節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

【本編・第2章・第12節・第2・1 参照】

2 指導強化

- 市及び消防機関が行う許可、立入検査等に対し、災害防止のため県から指導を受ける。
- 消防機関は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
エ 地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

【本編・第2章・第12節・第2・3 参照】

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第12節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 市消防本部は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市消防本部は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ 住宅用防災機器（火災警報器）設置及び取扱方法 ○ 寝たきり老人、独居老人等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、上級防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持点検及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

- 2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

【本編・第2章・第16節・第2・2 参照】

3 予防査察の強化

【本編・第2章・第16節・第2・3 参照】

4 防火対象物の防火体制の推進

【本編・第2章・第16節・第2・4 参照】

5 危険物等の保安確保指導

【本編・第2章・第16節・第2・5 参照】

第3 消防力の充実強化

- 市消防本部は、大震火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

- 地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

【本編・第2章・第16節・第3・2 参照】

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強

を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

- 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

- 地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリポートその他ヘリコプターの離着陸場の確保及び適正な配置に努める。

第13節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第2章・第19節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティア・リーダー等の養成
【本編・第2章・第19節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアの登録
【本編・第2章・第19節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの受入体制の整備
【本編・第2章・第19節・第3・3 参照】
- 4 関係団体等の活用
【本編・第2章・第19節・第3・4 参照】

第14節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る
- 2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

【本編・第2章・第20節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【本編・第2章・第20節・第3 参照】

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 5 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 7 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 市の活動体制

市は、市の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、遠野市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は遠野市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

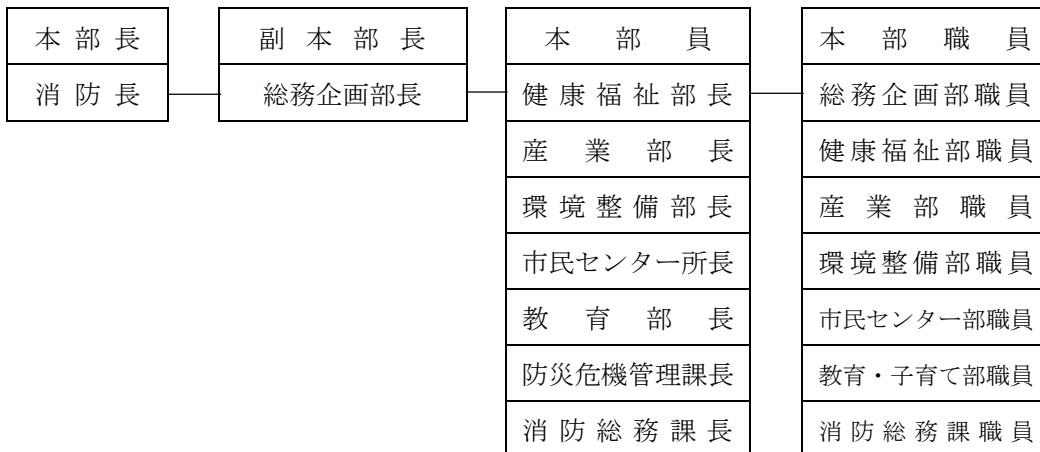
- 災害警戒本部は、「遠野市災害警戒本部規程」（資料編4-4）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

- 市内で震度4又は震度5弱を観測した場合

(2) 組織

- 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



- 災害対策本部の本部員は、次のとおりである。

- ア 総務企画部防災危機管理課、消防本部消防総務課（総務企画部防災危機管理課併任職員に限る。）に所属する職員
- イ 本部員の所属する職員のうちから各1名ずつを本部員の意見を聞いて本部長が決定する職員

(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
 - ア 地震に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
 - イ 各地域における震度等に関する状況及び被害発生状況の把握
 - ウ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

- 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、対策本部に準じた対応を行う。

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部への移行措置を講ずる。

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

ア 遠野地区に気象警報若しくは洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が災害応急対策を講ずる必要があると認める場合

イ 気象特別警報が発表された場合

ウ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が災害応急対策を講じる必要があると認める場合

エ 市内で震度5強を観測した場合

オ 原子力緊急事態の発生に関する伝達があり、かつ、その影響が市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき

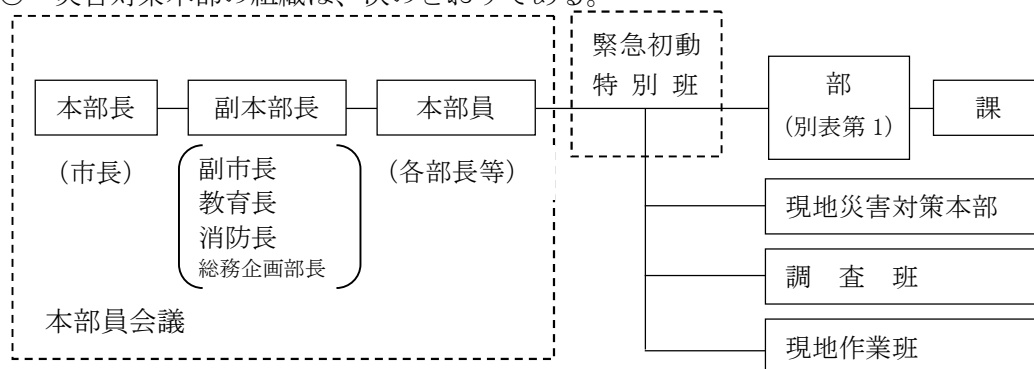
カ その他本部長が特に必要と認める場合

(2) 配備職員の範囲

全ての職員

(3) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



※遠野市災害対策本部設置規程（資料編5-4）の別表第1「遠野市災害対策本部の組織」参照

ア 本部員会議

○ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。

○ 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 部

- 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班等の指揮、監督を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

エ 調査班

- 本部長は、必要があると認めるときは、本部調査班を設け、災害地に派遣する。
- 本部調査班は、災害の状況を災害現地において調査し、本部長に報告する。
- 本部調査班に班長及びその他の職員を置き、班長は本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、班員は総務企画部長が関係部長と抗議の上、指名しておくものとする。

オ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、防疫の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

カ 緊急初動特別班

- 本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、毎年度、各部長及び消防総務課長の推薦に基づき、総務企画部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総務企画部長直属の組織とし、本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動する。

○ 緊急初動特別班員は、本部から配備指令があった場合又は災害対策本部2号非常配備に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参加し、担当業務を遂行する。

○ 総務企画部長は、本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

キ 地区センター班

○ 地区センター班は、各町の避難者情報と災害情報の収集を行う。

○ 地区センター班は、その他の職員のうちから指名する。

(4) 分掌事務

○ 災害対策本部の分掌事務は、別表第2のとおりである。

○ 各部は、所管する次の事項について、初動期、中期、復興期、他班応援時及び分掌事務に属さない事項について活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

区 分	活 動 項 目	
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度の状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、県南広域振興局総務部花巻総務センター（以下「振興局」という。）、その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 避難対策	避難指示等及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 振興局に対する市の対策動向の連絡 (3) 医療班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 振興局及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 各部に対する管内の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）

災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 地震に関する情報の把握及び伝達 (6) 遠野警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送 (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
	4 避難・交通・救出対策	(1) 避難指示等及び避難誘導 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営 (4) 被災者の救出救護 (5) 交通規制の実施
	5 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
	6 県及び他の市町村に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	7 ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備
	8 災害救助法適用対策	(1) 被災状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施

9 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
10 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 (4) 道路交通の確保
11 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あつせん
12 食料等の応急対策	(1) 災害用応急米穀の調達あつせん (2) 乾パンの調達あつせん (3) 副食物等の調達あつせん
13 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達あつせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あつせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 市立学校等施設の応急対策の実施
17 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 上下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施
18 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
19 被災者に対する生活確保対策	(1) 被災者の住宅対策 (2) 世帯更生資金対策 (3) 農林水産復旧対策 (4) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (5) 商工業復旧対策 (6) 公共土木施設等関係復旧対策 (7) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

○ 緊急初動特別班は、次の各班で構成する。

班 名		配備場所	分 掌 事 務
本 部	総務班	本部室	(1) 災害対策本部の設営及び運営 (2) 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 関係機関との連絡調整 (5) その他、他班に属しない事項
	対策班	本部室	(1) 災害派遣要請 (2) 各部の実施する災害応急対策の調整 (3) 市民からの要請の処理
		各所属課	(1) 災害応急対策に係る情報収集及び指示 (2) 関係機関等との連絡調整
	情報班	本部室	(1) 気象予報・警報の受領及び伝達 (2) 被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集 (3) 県に対する報告
広報班	本部室	(1) 災害情報の発表 (2) 放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報	

(5) 廃止基準

○ 災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 本部長が、市内に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
- イ 本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

第3 市の職員の動員配備体制

1 配備体制

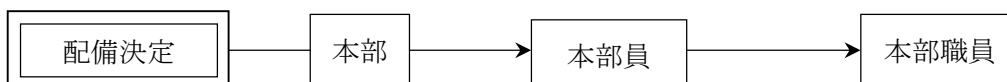
○ 災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備部所・職員
災害警戒本部	本部員、本部職員及び消防総務課の職員
災害対策本部	すべての職員

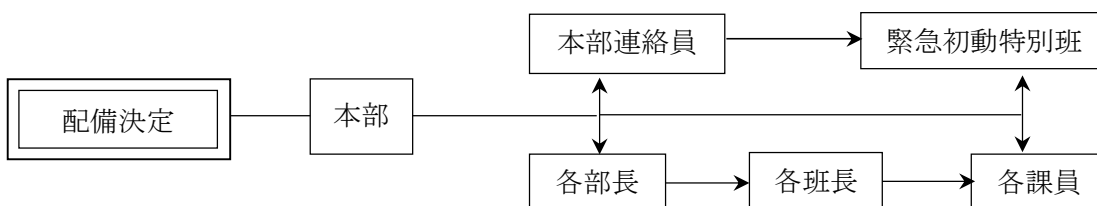
2 動員の系統

○ 動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

○ 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	防災行政無線、庁内放送、電話、電子メール等
勤務時間外	防災行政無線、携帯電話、電話、電子メール、携帯メール等

○ 各部長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 所属公所に参集できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

4 自主参集

○ 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

5 所属公所に参集できない場合の対応

○ 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所属公所に参集できない場合は、総合支所又は最寄りの地区センターに参集する。

○ 参集した職員は、参集先の指名されている職員に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

○ 到着の報告を受けた指名されている職員は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに総務企画部長に報告する。

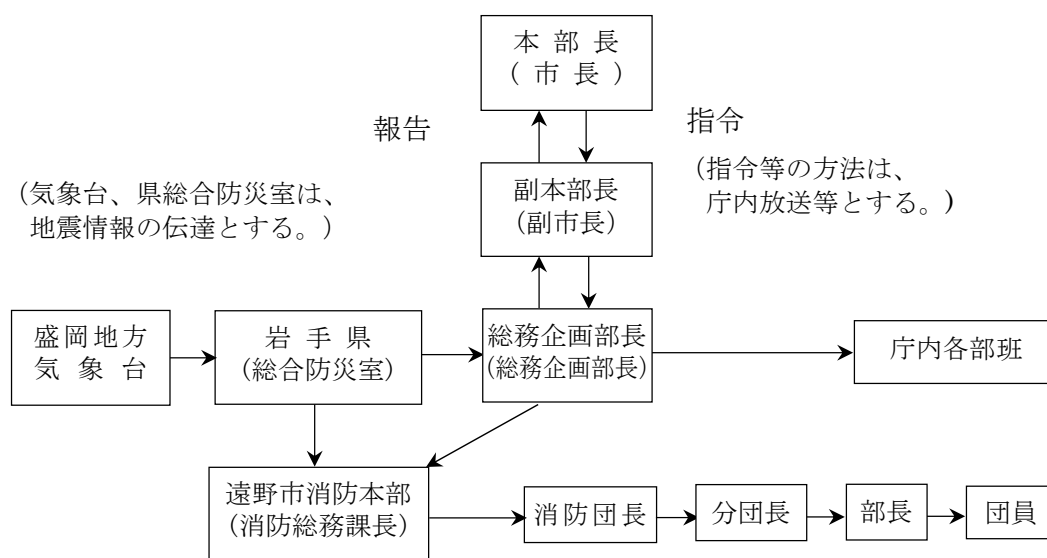
- 参集先の指名されている職員は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属公
所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命
ずる。

6 職員動員計画の整備

- (1) 各部長は、予め配備体制に基づく部員の動員計画（「遠野市災害対策本部規程」資料
編4-3・様式1）をたて、これを総務企画部長に報告するとともに、部員に周知徹底
しておくものとする。
- (2) 総務企画部長は、各部長から提出された動員計画に基づき、非常配備職員編成表を作
成し、本部長に報告するものとする。
- (3) 動員の系統

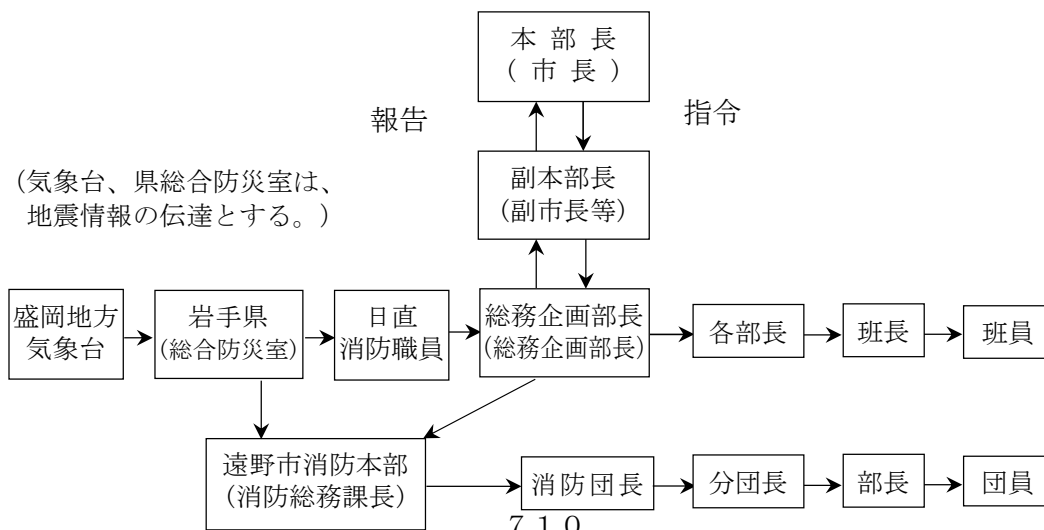
ア 勤務時間内の動員

- 平常時の勤務時間内における動員指令は、次の系統図によるものとする



イ 休日又は勤務時間外の動員

- 休日又は勤務時間外における動員指令は、次の系統図によるものとする。



[指令等の方法は、CATV（株遠野テレビ）、自動車、バイク等あらゆる手段を講じる。]

第4 市の活動体制

- 市は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び市計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 市本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。
- 市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- 市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

第5 防災関係機関の活動体制

- 防災関係機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- 防災関係機関等は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

別表第1

遠野市災害対策本部の組織

部	本部員	班	班長	副班長	構成課等
総務企画部	会計管理者 議世事務局長 防災危機管理課長	本部総務班	総務課長	市民課長	総務課 防災危機管理課 市民課 選挙管理委員会事務局
		本部情報班	経営企画課長	財政課長	経営企画課 財政課 管財課
		本部広報班	情報推進課長補佐	議世事務局次長	情報推進課 議世事務局
		支援授援班	監査委員事務局長	会計課主査	会計課 監査委員事務局
		調査班	税務課長	税務課長補佐	税務課
健康福祉部	健康福祉部長	福祉班	福祉課長	福祉課長補佐	福祉課
		医療救護班	健康長寿課長	保健医療課長	健康長寿課 保健医療課 中央診療所 地域包括支援センター 新型コロナウイルス対策室
産業部	産業部長	農林畜産班	農業委員会事務局長	農林課長 畜産園芸課長	農林課 畜産園芸課 農業委員会事務局
		商工観光班	観光交流課長	商工労働課長	商工労働課 観光交流課 産業企画課
環境整備部	環境整備部長	土木班	建設課長	建設課長補佐	建設課
		まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり係長	まちづくり推進課
		環境班	環境課長	環境課長補佐	環境課
		水道班	上下水道課長	上下水道課長補佐	上下水道課
消防本部	消防総務課長	消防防災班	消防総務課主幹	消防総務課総務係長	消防総務課 遠野消防署 遠野消防署宮守出張所
市民センター一部	市民センター所長	市民班	市民協働課長	生涯学習スポーツ課長	市民協働課 生涯学習スポーツ課
		物資班	文化課長	こども本の森運営企画室長	文化課 こども本の森運営企画室 図書館・博物館
		宮守総合支所班	宮守総合支所長	宮守総合支所主査	宮守総合支所
教育・子育て部	教育部長	教育・子育て班	学校総務課長	学校教育課長 学校給食センター所長	学校総務課 未来づくりサポート室員 学校教育課 学校給食センター 学校用務員 子育て支援課

別表第2

災害対策本部分掌事務表

部	班	分 掌 事 務
総務企画部	本部総務班	(1) 本部の設置及び運営に関すること。 (2) 各々が実施する災害対策の総合調整に関すること。 (3) 自衛隊、緊急援助隊及び防災ヘリコプターの要請に関すること。 (4) 緊急初動特別班、現地災害対策本部及び調査班に関すること。 (5) 職員の非常招集、配置及び派遣に関すること。 (6) 気象予報・警報等の収集及び伝達に関すること。 (7) その他部及び班に属さない事項に関すること。
	本部情報班	(1) 市民への広報に関すること。 (2) 広聴活動に関すること。 (3) ケーブルテレビ網を利用した情報収集及び伝達に関すること。
	本部広報班	(1) 地方行政機関、公共機関、関係機関等防災機関に対する協力及び応援要請に関すること。 (2) 渉外に関すること。 (3) 報道機関への対応及び連絡調整に関すること。 (4) 被害調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (5) 記録写真等の整理提供に関すること。 (6) 災害応急対策予算の調整に関すること。 (7) 市有財産等の貸付け及び使用に関すること。 (8) 車両の確保及び配車に関すること。 (9) 緊急輸送車両の確保の申請に関すること。 (10) 緊急通行車両確認証に関すること。 (11) 燃料の確保に関すること。 (12) 応急公用負担に係る補償に関すること。 (13) 他部に属さない市有財産の被害調査に関すること。
	支援受援班	(1) 会計に関すること。 (2) 応急対策に要する経費の経理に関すること。 (3) 災害見舞金等の出納保管に関すること。 (4) 人的支援及び物的支援の要請及び申出の受付に関すること。 (5) 人的支援に係る各部との調整に関すること。 (6) 被災地支援の要請に関すること。 (7) 応援職員の宿泊等の調製に関すること。
	調査班	(1) 人的被害の調査に関すること。 (2) 住家等の被害調査に関すること。
健康福祉部	福祉班	(1) 災害救助法の適用に関すること。 (2) 災害救助法に基づく給与物資、生業資金に関すること。 (3) り災者の相談及び住家等に係るり災、被災証明に関すること。 (4) 日本赤十字社その他社会事業団体との連絡に関すること。 (5) 防災ボランティア受け入れ及び配備の総括に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 社会福祉施設の被害調査に関する事。 (7) その他厚生援護に関する事。
	医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療薬品、衛生材料及び医療機材の確保に関する事。 (2) 医療機関及び医療関係者の動員に関する事。 (3) 医療救護班の編成及び活動に関する事。 (4) 救護所の開設に関する事。 (5) 防疫に関する事。 (6) 保健活動に関する事。 (7) 医療施設の被害調査に関する事。
産業部	農林畜産班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 種苗、種子等の確保あっせんに関する事。 (2) 家畜の保健衛生に関する事。 (3) 植物防疫に関する事。 (4) 被災農林家への災害融資に関する事。 (5) 農林業関係の被害調査に関する事。
	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災商工業者への災害融資に関する事。 (2) 商工、観光関係の被害調査に関する事。
環境整備部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 障害物の除去に関する事。 (4) 交通の禁止及び制限等交通の確保に関する事。 (5) 応急復旧機材及び建設資材の確保に関する事。
	まちづくり推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画施設の被害調査及び保全に関する事。 (2) 公園施設の被害調査に関する事。 (3) 区画整理施設の被害調査及び保全に関する事。 (4) 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設に関する事。
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の清掃に関する事。 (2) 廃棄物の処理に関する事。 (3) 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。 (4) 衛生施設等の被害調査に関する事。 (5) 流出油対策に関する事。
	水道班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 断水地区の情報収集及び報告に関する事。 (2) 応急対策の事務処理に関する事。 (3) 飲料水の確保に関する事。 (4) 被災地域への応急給水の実施に関する事。 (5) 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (6) 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。
消防本部	消防防災班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象予警・警報等の収集及び伝達に関する事。 (2) 消防団員の出動命令に関する事。 (3) 行方不明者の捜索及び収容に関する事。 (4) 被災地の秩序維持に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 消防及び水防活動等に関すること。 (6) 緊急避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 (7) 警戒区域の設定に関すること。 (8) 危険物の保安に関すること。 (9) 被災者の救出に関すること。 (10) 自衛隊、緊急援助隊及び防災ヘリコプターの活動支援に関すること。
市民センター部	市民班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所の開設に関すること。 (2) 避難民の収容に関すること。 (3) 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	物資班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 衣類、寝具その他生活必需品の調達及び供給に関すること。 (2) 応急対策物資の確保に関すること。 (3) 応急食糧の確保及び配給に関すること。 (4) 炊き出しの手配及び給食に関すること。 (5) 文化財の被害調査に関すること。
	宮守総合支所班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各部と連携した対応に関すること。 (2) 宮守町内各施設に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。
教育・子育て応援部	教育・子育て班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 被災児童生徒の被害調査に関すること。 (4) 児童、生徒の応急教育に関すること。 (5) 学用品の調達及び支給に関すること。

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県及び市は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合

2 広域防災拠点の運営

【本編・第3章・第1節の2・第2・2参照】

3 廃止基準

【本編・第3章・第1節の2・第2・3参照】

第3 広域防災拠点

1 後方支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・3参照】

第2節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、震災時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、迅速に応急復旧に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】
- 2 専用通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第2・2 参照】
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】

第3節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市

- 市本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、遠野警察署と緊密に連絡を行う。
- 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、花巻地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 市本部長は、被害状況を、花巻地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- 市本部長は、市内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を

報告する。

- 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。
- 市本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。
- 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ウ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
- 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 防災関係機関

- 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、

指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 市本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

ウ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

(3) 伝達手段の確保

- 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。
- 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合には、第2節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。
- すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第4節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 6 広報活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第5節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

- 2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第5節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。
- 5 市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立
【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】
- 2 防災拠点等の指定
【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】
- 3 緊急輸送道路の指定
【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】
- 4 道路啓開等
【本編・第3章・第6節・第3・4 参照】
- 5 交通規制
【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】
- 6 災害時における車両の移動
【本編・第3章・第6節・第3・6 参照】

第4 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象

【本編・第3章・第6節・第4・1 参照】

2 陸上輸送

【本編・第3章・第6節・第4・2 参照】

3 航空輸送

【本編・第3章・第6節・第4・3 参照】

(関連 地震・災害対策編 第9節「自衛隊災害派遣要請計画」)

第6節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災の防ぎよ活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎよ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】
(関連 地震・災害対策編 第9節「自衛隊災害派遣要請計画」)
- 2 消防機関の長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】
- 3 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第7節・第3・3 参照】

第7節 浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 洪水による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担 当 業 務
消 防 本 部	消防防災班	所管する河川等の監視及び警戒
環境整備部	土 木 班	1 浸水対策用資機材の緊急調達 2 所管する堤防、水門等の応急復旧

実施機関

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動の支援
花 卷 地 方 支 部 遠野農林振興センター班 遠野土木センター班	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市に対する浸水対策用資機材等の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧

第3 実施要領

- 洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「遠野市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。
- 1 監視、警戒活動
 - 河川の管理者及び水防責任者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに、河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。
 - 2 水門等の操作
 - 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、花巻地方支部遠野土木センター班長等に応援を要請する。
 - 花巻地方支部遠野土木センター班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、速やかに操作を行う。

3 浸水対策用資機材の確保

- 市本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。
- 市本部長は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足が生ずるような場合においては、花巻地方支部遠野土木センター班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

4 浸水防止応急復旧活動

ア 河川

- 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ 農業施設

- 各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第8節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 市その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 4 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

(県、市町村等応援協力計画 資料編3-9)

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第9節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・1 参照】
- 2 防災関係機関の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・2 参照】
- 3 団体等との協力
【本編・第3章・第9節・第3・3 参照】
- 4 消防活動に係る相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・4 参照】
(関連 震災対策編 第6節「消防活動計画」)

5 経費の負担方法

【本編・第3章・第9節・第3・5 参照】

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

市本部長は、災害派遣を決定した場合は、担当部及び防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】

2 災害派遣命令者

【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】

3 災害派遣時に実施する救援活動

- 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	市計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第3節
避難への援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第14節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第3章第14節 第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節

救急医療・救護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第15節 第20節
人員及び物資の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第17節 第18節
救援物資の無償 貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節
危険物の保安 及 び 除 去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第28節
そ の 他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】

5 災害派遣部隊の受入れ

【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】

6 災害派遣に伴う経費の負担

【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】

第10節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第11節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第11節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第11節・第3・3 参照】

第11節 義援物資、義援金の受付け・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

1 義援物資

【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】

2 義援金

【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】

3 海外からの支援の受入れ

【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】

第12節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、市本部長が実施する。
- 3 市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

1 法適用の基準

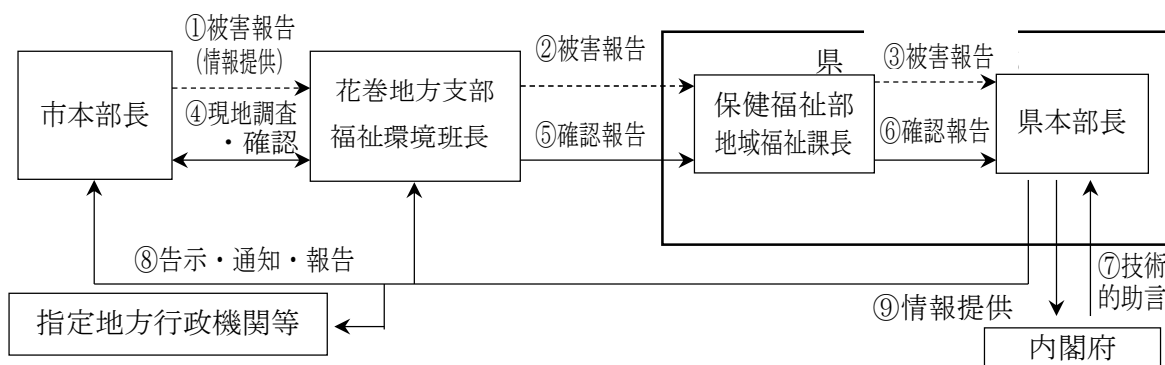
【本編・第3章・第13節・第3・1 参照】

2 法適用の手続

(1) 市本部長の措置

- 市本部長は、市内における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する恐れが生じた場合においては、直ちにその旨を花巻地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、第3節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により県本部長に情報提供する。
- 市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節	該当頁
避難所の設置	第13節「避難・救出計画」	747
応急仮設住宅の供与	第17節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」	755
炊出しその他による食品の給与	第15節「食料・生活必需品等供給計画」	751
飲料水の供給	第16節「給水計画」	753
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第15節「食料・生活必需品等供給計画」	751
医療	第14節「医療・保健計画」	749
助産		
災害にかかった者の救出	第13節「避難・救出計画」	747
災害にかかった住宅の応急修理	第17節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」	755
学用品の給与	第22節「文教対策計画」	765
埋葬	第20節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」	761
死体の捜索		
死体の処理		
障害物の除去	第19節「廃棄物処理・障害物除去計画」	759
輸送費及び賃金職員等雇上費	第21節「応急対策要員確保計画」	763

第4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第3章・第13節・第4 参照】

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を行うとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 1 避難勧告等・警戒区域の設定・救出
【本編・第3章・第14節・第2・1 参照】
- 2 指定避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第2・2 参照】

第3 実施要領

- 1 避難勧告等
【本編・第3章・第14節・第3・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第3・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】
(関連 地震・災害対策編 第9節「自衛隊災害派遣要請計画」、第20節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」、第12節「災害救助法の適用計画」)
- 4 避難所の開放
【本編・第3章・第14節・第3・4 参照】
- 5 指定避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第3・5 参照】
(関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」)

※ 避難路、一時避難場所、収容避難所は、本編第3章第14節「避難・救出計画」別表参照

6 帰宅困難者対策

【本編・第3章・第14節・第3・6 参照】

7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

【本編・第3章・第14節・第3・7 参照】

8 広域一時滞在

【本編・第3章・第14節・第3・8 参照】

9 住民等に対する情報等の提供体制

【本編・第3章・第14節・第3・9 参照】

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及びその他の防災関係機関との密接な連携、災害医療コーディネーター等医療救護活動の調整の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、県が行う医療活動の統合調整に協力する。その際に必要があれば、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンと協力して対応するものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第15節・第2 参照】

第3 初動医療体制

- 1 岩手DMATの派遣等
【本編・第3章・第15節・第3・1 参照】
- 2 医療救護班の編成
【本編・第3章・第15節・第3・2 参照】
(関連 地震・災害対策編 第8節「県、市町村等応援協力計画」、第9節「自衛隊災害派遣要請計画」)

3 現場医療救護所及び救護所の設置

【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】

4 岩手DMA T及び医療救護班の活動

【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】

5 医薬品及び医療資機材の調達

【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】

第4 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

【本編・第3章・第15節・第4・1 参照】

2 傷病者の搬送体制の整備

【本編・第3章・第15節・第4・2 参照】

(関連 地震・災害対策編 第5節「交通確保・輸送計画」)

第5 健康管理活動の実施

【本編・第3章・第15節・第5 参照】

第6 災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第3章・第15節・第6 参照】

(関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」)

第15節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第16節・第3・1 参照】
- 2 支給物資の種類
【本編・第3章・第16節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第16節・第3・3 参照】
- 4 物資の支給等
【本編・第3章・第16節・第3・4 参照】
- 5 住民等への協力要請
【本編・第3章・第16節・第3・5 参照】
- 6 物資の需給調整
【本編・第3章・第16節・第3・6 参照】
- 7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第3章・第16節・第3・7 参照】
(関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」)

第16節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。
(給水計画 資料編3-17)

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】

(関連 地震・災害対策編 第9節「自衛隊災害派遣要請計画」、第8節「県、市町村等応援協力計画」)

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】

(関連 地震・災害対策編 第8節「県、市町村等応援協力計画」)

3 給水の方法

【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】

(関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」)

第17節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第18節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与
【本編・第3章・第18節・第3・1 参照】
(関連 地震・災害対策編 第8節「県、市町村等応援協力計画」、第12節「災害救助法の適用計画」)
- 2 住宅の応急修理
【本編・第3章・第18節・第3・2 参照】
(関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」)
- 3 市営住宅への入居のあっせん
【本編・第3章・第18節・第3・3 参照】
- 4 被災者に対する住宅情報の提供
 - 市本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知等を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。
 - 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、コミュニティの維持及び構築に配慮するものとする。
- 5 建築物の応急危険度判定
 - 市本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県本部長に応急危

険度判定の支援を要請する。

(1) 市本部長の措置

○ 市本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

イ 地図の提供

ウ その他応急危険度判定活動に要する資器材の提供

6 被災宅地の危険度判定

【本編・第3章・第18節・第3・5 参照】

7 被災建築物の応急危険度判定

【本編・第3章・第18節・第3・6 参照】

第18節 防疫計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。
- 2 震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、被災者の体力や感染に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県等の協力を得て、防疫措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第19節・第2 参照】

（関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」）

第3 実施要領

- 1 防疫の実施体制

【本編・第3章・第19節・第3・1 参照】

- 2 防疫用資機材の調達

【本編・第3章・第19節・第3・2 参照】

（関連 地震・災害対策編 第8節「県、市町村等応援協力計画」）

- 3 防疫情報の収集及び広報

【本編・第3章・第19節・第3・3 参照】

（関連 地震・災害対策編 第4節「広報広聴計画」）

- 4 防疫措置の指示等

【本編・第3章・第19節・第3・4 参照】

- 5 実施方法

【本編・第3章・第19節・第3・5 参照】

（関連 地震・災害対策編 第19節「廃棄物処理・障害物除去計画」、第16節「給水計画」）

第19節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から、恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による、広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第20節・第2 参照】

第3 実施要領

1 廃棄物処理

【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】

（関連 地震・災害対策編 第8節「県、市町村等応援協力計画」、第18節「防疫計画」）

2 し尿処理

【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】

3 障害物除去

【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】

（関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」、第3節「情報の収集・伝達計画」）

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

【本編・第3章・第20節・第3・4 参照】

（関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」）

第20節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】

4 遺体の埋葬

- 市本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、花巻地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

- 県本部長は、要請を受けた場合は、県葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。

5 遺体埋葬の広域調整

- 市本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、花巻地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第21節・第3・6 参照】

(関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」)

第21節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 確保の方法

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 要員の従事命令等

【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】

（関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」）

第22節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第23節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
【本編・第3章・第23節・第3・1 参照】
- 2 教職員の確保
【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】
- 3 応急教育の留意事項
【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】
- 4 学用品等の給与
【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】
(関連 地震・災害対策編 第12節「災害救助法の適用計画」)
- 5 授業料等の減免、育英資金の貸与
【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】
- 6 学校給食の応急対策
【本編・第3章・第23節・第3・6 参照】
- 7 学校保健安全対策
【本編・第3章・第23節・第3・7 参照】
- 8 その他文教関係の対策
【本編・第3章・第23節・第3・8 参照】
- 9 被災児童、生徒の受入れ
【本編・第3章・第23節・第3・9 参照】

第23節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川等管理施設、砂防等施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第25節・第1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第25節・第1・3 参照】

第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被災状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害場所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第25節・第2・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第25節・第2・3 参照】

第24節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 電力・ガス・上下水道・電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の救急事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

第2 実施機関（責任者）

- 1 電力施設
【本編・第3章・第26節・第2・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第26節・第2・2 参照】
- 3 上水道施設
【本編・第3章・第26節・第2・3 参照】
- 4 下水道施設
【本編・第3章・第26節・第2・4 参照】
- 5 電気通信施設
【本編・第3章・第26節・第2・5 参照】

第3 実施要領

- 1 電力施設
【本編・第3章・第26節・第3・1 参照】
(関連 地震・災害対策編 第3節「情報の収集・伝達計画」)
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第26節・第3・2 参照】
(関連 地震・災害対策編 第3節「情報の収集・伝達計画」)

3 上水道施設

【本編・第3章・第26節・第3・3 参照】

(関連 地震・災害対策編 第3節「情報の収集・伝達計画」)

4 下水道施設

【本編・第3章・第26節・第3・4 参照】

(関連 地震・災害対策編 第8節「相互応援協力計画」)

5 電気通信施設

【本編・第3章・第26節・第3・5 参照】

(関連 地震・災害対策編 第3節「情報の収集・伝達計画」)

第25節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油類等危険物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第2・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第27節・第2・2 参照】
(関連 地震・災害対策編 第6節「消防活動計画」)

第3 火薬類

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第3・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第27節・第3・2 参照】
(関連 地震・災害対策編 第6節「消防活動計画」)

第4 高圧ガス

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第4・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第27節・第4・2 参照】
(関連 地震・災害対策編 第6節「消防活動計画」)

第5 毒物・劇物（責任者）

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第5・1 参照】

2 実施要領

【本編・第3章・第27節・第5・2 参照】

(関連 地震・災害対策編 第6節「消防活動計画」)

第6 河川流出油

1 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第27節・第6・1 参照】

2 実施要領

【本編・第3章・第27節・第6・2 参照】

第26節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプター等による災害応急対策活動等を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第29節・第2 参照】

第3 実施要領

1 活動体制

【本編・第3章・第29節・第3・1 参照】

2 応援要請

【本編・第3章・第29節・第3・2 参照】

3 受入体制

【本編・第3章・第29節・第3・3 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 農林漁業関係者への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

市は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2 参照】

第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第3節・第3 参照】

第4 災害記録編纂計画

市は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第5章 日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震
防災対策推進計画

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地震防災に関し、本市の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この章において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

市が所有する施設については、耐震化対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 土砂災害防止施設
- 3 避難場所

積雪等を考慮して屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害を軽減するため、延焼被害軽減対策等に取り組む。

- 4 避難経路

積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路

- 7 通信施設

- (1) 県防災行政無線
- (2) 市防災行政無線
- (3) その他の防災機関等の無線

- 8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

- 9 その他の事業

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 地域住民等の避難行動等

市は、住民等が震災発生時に的確に避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

1 避難方法

第3章第14節「避難・救出」に定めるところによる。

2 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

第2章第14節「雪害予防計画」に定めるところによる。

3 住民等の備え

住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努める。

4 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）

のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等は第5節「要配慮者の安全確保計画」に定めるところによる。

5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

第3章第14節「避難・救出」に定めるところによる。

第2 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に第2章第5節「避難対策計画」、第3章第14節「避難・救出」に基づき取り組むこととする。

第3 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、震災発生時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップの作成・変更し、第2章第5節「避難対策計画」に定めるところにより周知を行う。

第4 消防機関等の活動

市は、第3章第7節「消防活動計画」に基づき、消防活動が迅速かつ円滑に行われるよ

う、次のような措置をとるものとする。

- 1 災害情報の的確な収集及び伝達
- 2 自主防災組織等の避難計画作成等に対する支援
- 3 水防資機材の点検、整備、配備等

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第11節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第26節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとする。

第6 交通

1 道路

(1) 交通規制

県警察及び道路管理者は、避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、第3章第6節「交通確保・輸送計画」、本編第2章第14節「雪害予防計画」に定めるところにより除雪体制を優先的に確保する。

2 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、列車・バス等の乗客や、駅・発着場に滞在する者の避難誘導計画等を定める。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第7 市が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の避難のための措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を実施する。

第8 迅速な救助

- 1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を整備する。

- 2 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- 3 市は、消防団への加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは第3章第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。
- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を予め把握するものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

- 1 自衛隊への災害派遣、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 2 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第3 物資の備蓄・調達

物資の備蓄及び調達に関する方法は第2章第6節の2「食料・生活必需品等の備蓄計画」に定めるところによる。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)の伝達にかかる関係者の連絡体制は次のとおり。

(1) 市内部及び関係機関相互間の伝達体制

市HP、SNS 及びFAX 等を通じて関係機関へ伝達する。

(2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

第3章第14節「避難・救出計画」に定めるところによる。

2 災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節「活動体制」に定めるところによる。

第2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第3 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により、円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(後発地震に対して注意する事項)

- 1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日ごろからの地震の備えの再確認
- 2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え。
- 3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

- 4 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第6節 防災訓練に関する事項

市は、大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を第2章第1節「防災知識の普及計画」に定めるところにより実施するものとし、防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予測される地震動に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、県と協力して東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、国からの指示が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予測される地震動に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- (7) 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品